

# 令和6年度 住吉区福祉ボランティア活動応援資金

## 【助成要領】

住吉区社会福祉協議会では“誰もが安心して暮らせるまちづくり”のため、福祉の増進に寄与する活動をおこなっているボランティアグループ等に対して善意銀行の払出を行っています。助成要領に基づいてお申込みください。

※善意銀行とは、区民の皆さまからいただいた善意のお気持ち（金品等）を本会の活動や社会福祉事業などに有効活用し、地域福祉の推進に寄与しているものです。

### (1) 助成対象団体

住吉区内で福祉ボランティア活動を行っており、次の要件をすべて満たす団体

- ・5人以上で構成されていること（法人格の有無は問わない）
- ・住吉区ボランティア・市民活動センターが活動の実態を把握できること

### (2) 助成内容

福祉ボランティア活動を促進するために必要なグループの活動費及び運営費等

- ・普及、啓発活動
- ・ボランティアの養成、研修
- ・活動に必要な資機材、備品、資料の購入
- ・ボランティア活動にかかる交通費 など

### (3) 助成金額

30,000円以内

※連続交付は3年まで可能。

### (4) 助成対象外となる場合

- ・住吉区内の活動実態がないもの。
- ・活動の大半が会員の親睦や研修、スキルアップ等サークル活動であるもの。
- ・宗教や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの。
- ・営利を目的とするもの。
- ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの。
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの。
- ・地方公共団体の助成金及びその他の公的助成等を受けているもの。
- ・その他、住吉区善意銀行運営委員会で対象外と判断するもの。

### (5) 申請書受付期間

令和6年4月1日（月）～4月19日（金）午後5時まで

（令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に行われる事業・活動が対象）

(6) 審査について

住吉区ボランティア・市民活動センター運営委員会において審査のうえ、助成対象と助成金額を決定し、住吉区善意銀行運営委員会に申請します。住吉区善意銀行運営委員会において最終的な助成額を決定します。助成されない場合もありますので、予めご了承ください。

(7) 交付について

- ・決定通知：6月中旬
- ・交付予定：7月中旬
- ・報告締切：令和7年4月30日（水）まで ※必着

(8) 留意事項

- ・申請に係る書類に不備がある場合は、申請を受理できません。
- ・過去に不交付となった団体や提出物が遅れた団体は、慎重に審査を行います。
- ・審査の結果、助成額が申請額よりも減額される場合があります。
- ・助成金の払出は、口座振込のみです。個人名義の口座では受け付けできません。
- ・団体の助成対象となる活動、事業経費の1割以上の自主財源が必要です。
- ・人件費や飲食費など、団体の責任において負担すべき経費は対象外です。
- ・申請日以降に、申請内容や役員等に変更がある場合は、速やかにご連絡ください。
- ・交付後、正当な理由なく、申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、助成金を返還いただきます。
- ・助成団体については、団体名と事業内容を住吉区社会福祉協議会のホームページ等で公開する場合があります。
- ・申請書類等で得た個人情報、本事業以外には使用いたしません。
- ・活動状況の把握のため、提出書類以外に書類の提出をお願いする場合があります。

**【申込み・問合せ】**

住吉区ボランティア・市民活動センター

〒558-0021

大阪市住吉区浅香1-8-47

TEL：06-6607-8181

FAX：06-6692-8813